

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例（昭和二十六年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一五、〇九七人」を「一五、三〇四人」に改め、同条第一号中「五、一五九人」を「五、二七六人」に、「四一九人」を「四三九人」に改め、同条第五号中「八八〇人」を「八八三人」に改め、同条第八号中「二四人」を「二五人」に改め、同条第九号中「六、二九一人」を「六、三五七人」に、「五、八四七人」を「五、九一〇人」に改め、同条第十一号中「二七人」を「二九人」に改め、同条第十二号中「一、一一六人」を「一、一三四人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。